## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人慶愛会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年12月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

## 総評

・社会法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

## 文書指摘事項

- 1 事業活動計算書と補助金事業等収益明細書において、 次のとおり補助金の額が一致していないものがあった。
  - (1) 大山やすらぎの里拠点区分及び地域密着特養め ぐみ館拠点区分の事業活動計算書の補助金事業収 益と補助金事業等収益明細書の各拠点の区分小計 とが一致していなかった。

大山やすらぎの里拠点区分

事業活動計算書 12,017,434 円 補助金事業等収益明細書 13,481,434 円

地域密着特養めぐみ館拠点区分

事業活動計算書 967,302 円 補助金事業等収益明細書 1,162,302 円

(2) 法人単位事業活動計算書の施設整備等補助金収益と補助金事業等収益明細書の施設区分の区分小計とが一致していなかった。

補助金事業等収益明細書 7,935,000 円 事業活動計算書 9,594,000 円

ついては、不一致の原因を明らかにして報告するとと もに、今後は、計算書類の附属明細書の作成について、 計算書類との整合性を図ること。

また、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要性があれば当該修正を行うこと。

(運用上の取扱い26(1)別紙3(③)(注)2)

## 是正·改善状況報告

- (1)本来、補助金事業 収益(公費)で計上する ところを、計上していな かったため、事業活動計 算書と補助金事業等収 益明細書が不一致とな った。差額分は以下のと おり。
- ・大山やすらぎの里拠点 タブレット…364,000 屋根修繕…1,100,000 計…1,464,00
- ・めぐみ館拠点 タブレット…195,000 (2)上記の差額が施設 整備等補助金収益に計 上されていたため、補助 金事業収益等明細書の

施設区分の小計が不一

差額…1,659,000

致となった。

(1)(2)において、 国庫補助金の取崩については、正しく行われており貸借対照表上の間違いはなかったことから、令和5年度会計において修正は必要ないと判断した。

今後は仕分けを行う経理担当の職員と会計事

務所と仕分け内容及び 稟議書の精査を行い、適 切な会計処理を行うこ とで再発防止に努める。 2 随意契約について、以下の不備があった。 (1) 契約に係る稟議において、随意契約を行う理由 (1)創設時から同業者 (業者選定の理由)につき、価格により随意契約す が施工をしており、調査 るものなのか、契約の性質又は目的が競争入札に適 費用がかからないこと さないことを理由に随意契約するものなのか判然 から、性質又は目的が競 争入札に適さないため、 としないものがあった。 (大山やすらぎの里受信機取替工事 806,300円) 随意契約とした。上記の ついては、価格によらない随意契約を行う場合に 内容を稟議書に追加し、 あっては、随意契約する理由を稟議等で具体的に明 再度稟議を図った。 らかにすることが望ましい。 今後、記載例に従い、 (記載例 ○○○のため、経理規程第73条第1 適正な手続きを行う。 条第○号に該当することから、随意契約するこ ととしたい。) (2) 契約書の作成を省略していたが、請書を徴して (2) 今後同様のことが いないものがあった。 ないよう再発防止に努 (吸引・経管栄養シュミレーター購入 396,000 円) めると共に、適正な手続 ついては、契約の作成を省略する場合にあって きを行う。 は、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確 保するため、請書その他これに準ずる書面を徴する こと。 (3) 契約金額が 100 万円を超える金額で、契約書を (3) 今後同様のことが 作成していないものがあった。 ないよう再発防止に努 (深井戸ポンプ取替工事 1,100,000円) めると共に、適正な手続 ついては、契約金額が 100 万円を超える金額に きを行う。 あっては、契約書を作成すること。 なお、(3) については前々回も口頭指摘をしているの で、必ず改善すること。

(経理規程第73条第1項、第4項、第74条、第75条)